

## 栃木県における特定外来生物対策の現状と課題

栃木県自然環境課

### 1 特定外来生物の現状

県内に**侵入が確認**されている種の数 : 23 種

哺乳類 2 種、鳥類 4 種、は虫類 1 種、両生類 1 種、魚類 5 種、  
昆虫 2 種、節足動物 1 種、その他無脊椎動物 1 種、植物 6 種

**被害を発生**させている種 : 7 種

明確に把握されている被害はすべて農林水産業被害であり、  
人的被害はなし  
うち、統計上被害金額が明らかになっているのは 1 種のみ

### 2 主な個別の種の現状

#### (1) アライグマ

- ① 分 布 県南部に多い傾向はあるが、県全域の平野部に広く分布
- ② 捕 獲 数 H24(2012) : 6 頭 ⇒ H30(2018) : 20 頭
- ③ 農業被害額 H24(2012) : - ⇒ H30(2018) : 約 700 千円
- ④ 県 の 施 策 栃木県アライグマ防除実施計画を策定  
計画期間 平成 24(2012)年度～令和 2 (2020)年  
計画対象区域 県全域  
実施体制 (主なもの) 県民 : 被害、目撃情報の通報  
市町 : 捕獲の実施、普及啓発  
県 : 捕獲個体のモニタリング、普及啓発

#### (2) クビアカツヤカミキリ

- ① 分 布 県南部
- ② 被害発生状況 H29 (2017) : 2 市 (220 本) ⇒ R1 (2019) : 4 市 (1,088 本)  
(モモ等の果樹、サクラ等の観光資源に被害)
- ③ 県 の 施 策  
H30～ 注意喚起チラシを自治会回覧  
(2018) 県・市町職員向け研修会開催  
市町と協力し防除指導を実施  
関東地方の被害発生都県との連絡会議を開催  
R1 栃木県クビアカツヤカミキリ被害対策協議会設立 (5 市町及び県)  
(2019) 同協議会防除方針を策定  
(ゾーニングを行い、監視ポイントを設定するとともに、被害面積を縮小さ  
せるため被害発生地域の外側から内側に向かって防除を実施。)  
R2 市町と連携して、薬剤樹幹注入・散布、被害木への飛散防止ネット巻等を実施  
(2020)

### (3) アメリカミンク

① 分 布 県北東部

② 確認経緯、県の対応等

H30(2018)： 県北東部の河川沿いで轢死体を確認

県で確認場所周辺にセンサーカメラを設置、同種を確認

R1(2019)： 同河川流域での生息を関係市町に周知。

同河川流域の生息状況調査実施。同域の一部で低密度での生息を確認

## 3 対策の状況

生物多様性とちぎ戦略(H22年9月策定)における特定外来生物対策

#### 【現状】

- 外来種による捕食、生育地の競合による駆逐を原因とする在来種数の減少、生息地の縮小
- 外来種による農林水産業や人の生命・身体への被害の懸念

#### 【課題】

- ★ 外来種の生息・生育状況や被害状況の把握が必要
- ★ 外来種の重点的な駆除が必要
- ★ 屋外放逐のための普及啓発が必要

#### 【施策の方向性】

- ◇ (外来種の影響が深刻化している地域中心) 多様な主体の参加による重点的な駆除の実施

#### 県における主な取組

アライグマ、クビアカツヤカミキリの防除、アメリカミンクの生息調査 等  
主な市町における取組

オオハンゴンソウ、ブルーギル等の魚類、ウチダザリガニ等の駆除 等

## 4 対策の課題

個別の特定外来生物種ごとに対策を実施しており、特定外来生物全般に係る対策の方針が定まっていない。

## 本有識者会議の論点について

栃木県自然環境課

### 1 対策の基本的な考え方について

対策には、防除や普及啓発、調査等さまざまなものがあるが、それぞれ実施に当たって押さえておくべき基本的事項や方法にはどのようなものがあるか。

### 2 総合的な対策の進め方について

定着段階や被害状況、種の特徴等に応じて、さまざまな対策を組み合わせ実施していく必要があるが、どのようにして戦略的に対策を進めていくべきか。

### 3 各主体の役割について

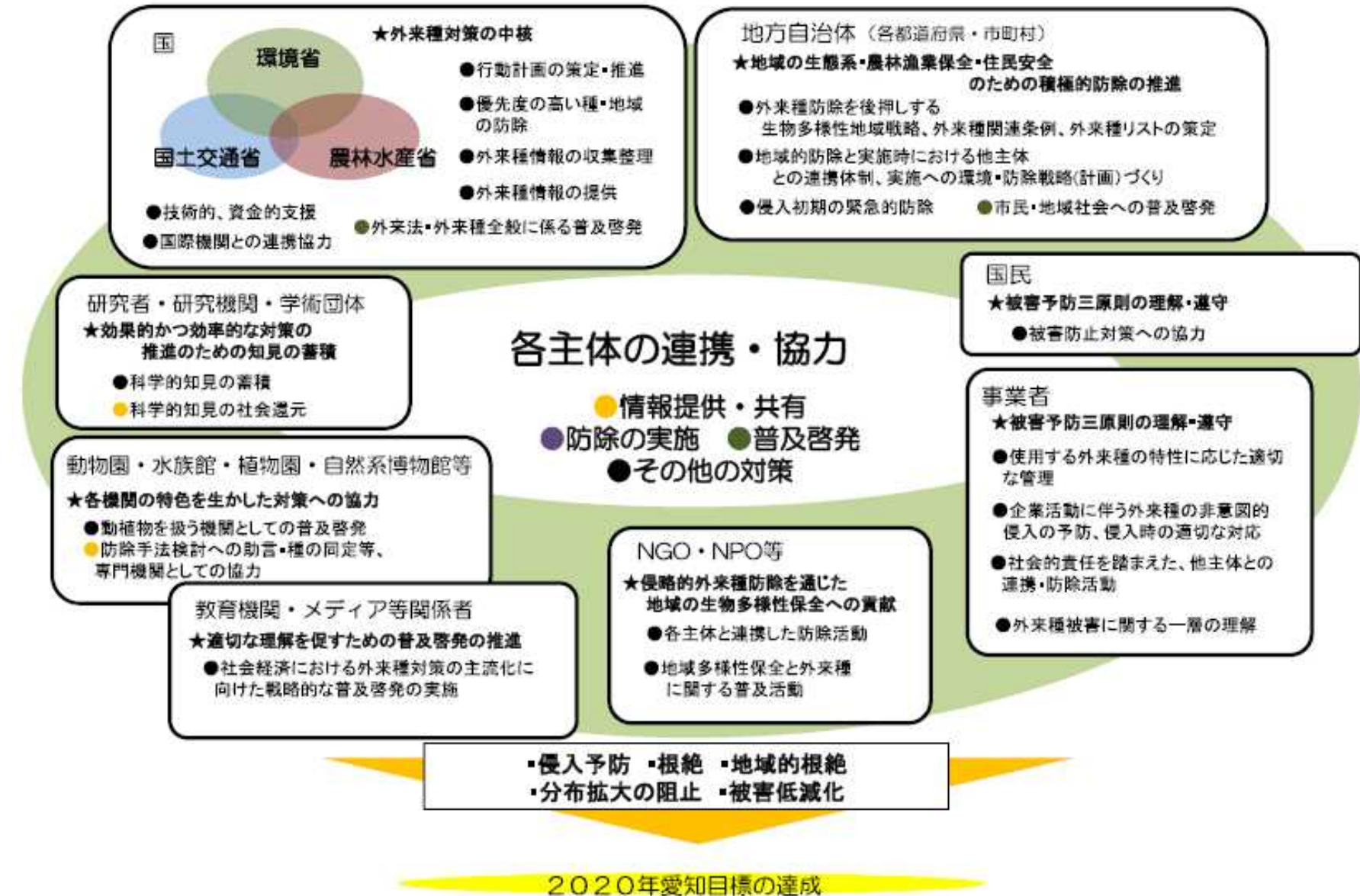
対策の実施に当たって、県をはじめとして、市町、県民、事業者、国等各主体の役割分担はどうあるべきか。また、連携や協働について、どうすべきか。

本有識者会議では、特定外来生物対策全般について包括的に議論することとし、県への提言には個別の特定外来生物種の対策のあり方は含めない。

# 外来種による被害防止のための各主体の役割

～外来種被害防止行動計画（環境省・農林水産省・国土交通省）から抜粋～

各主体の連携・協力の体制と役割分担



## 地方自治体（都道府県及び市町村）の役割

～外来種被害防止行動計画 第1部第2章第2節の2から抜粋～

### 【現状分析】

多くの自治体は外来生物法成立以前より、主に農林水産業及び人の生命・身体に係る被害を及ぼす外来種を中心に防除を実施してきました。特に侵略的外来種の防除の担い手として、これまで大きな役割を果たしてきました。外来生物法の成立後は、一部の地方自治体で外来種対策を含む条例や独自の侵略的外来種のリストを作成しています。しかし、多くの地方自治体において、在来種による被害対策との区別が明確でないなど、外来種対策の位置づけが十分ではなく、それが原因で外来種対策の方針や予算、実施体制は脆弱で、対策の実施は過重な負担となっています。

### 【求められる役割】

地方自治体は、地域の実情に精通し、その地域の生物多様性の保全、農林漁業の振興、住民の安全確保に責任を有する立場から、外来種対策の推進に大きな役割を担っています。また、環境基本法及び生物多様性基本法において、「国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と定められていることから、関係機関及び関連部局間で連携を密にして、以下の外来種対策を実施することが求められます。なお、地方自治体のうち、都道府県と市町村の果たすべき役割は一部重複するものの異なる役割もあります。特に市町村においては被害の発生地域における防除など、地域の実情に応じた防除の実施が中心となりますが、都道府県においては、地域の自然環境の特性や社会的な条件に応じて、防除も含めた以下の総合的な外来種対策の推進が期待されます。

また、外来種問題に携わる部署が複数にまたがる自治体がほとんどであり、さらに、外来種の分布は行政界とは必ずしも一致しないため、一つの自治体のみで解決できる外来種問題は少ないことから、適切な対策を講じていく上では、自治体内の部署間もしくは関係する自治体間において外来種対策に係る連絡会議もしくは協議会を設立するなど密接に連携をすることや、そのような場を活用して役割分担を明確にすることが必要です。

- ・地域の生物多様性を保全及び持続可能な利用を図る観点から、地方自治体では、生物多様性地域戦略を策定することが求められており、当該戦略を踏まえ、侵略的外来種に関する条例、侵略的外来種のリスト等を策定するなど、当該地域における優先すべき防除対象を明確にした上で、地域における外来種対策を総合的に推進すること。
- ・地域の生態系等に係る被害を及ぼす侵略的外来種について、地域の自然的社会的条件に応じた普及啓発を実施すること、地域への新たな侵略的外来種の被害を未然に防止するため、侵略的外来種の早期発見・早期防除を目的とした侵略的外来種のモニタリングや、専門家や市民からの情報の収集を図ること。
- ・地域の生物多様性の保全、地域の住民の安全、財産を確保する観点から、その地域に初期侵入した侵略的外来種の緊急的な防除、さらに、既に定着し、大きな被害を及ぼす侵略的外来種について周辺の地方自治体と連携した計画的な防除を実施すること。
- ・我が国における外来種の防除の多くは、その種が定着している地域の主体的な関わりが不可欠であり、将来にわたって、外来種の防除を維持、より発展させるためには、防除実施者に対して研修を行うなど、防除を実施する人材を育成すること。

## 今後のスケジュール（案）

栃木県自然環境課

第1回 6月26日（本日）

（議題）

- 栃木県における特定外来生物の現状と対策の課題
- 本有識者会議の論点
- 今後のスケジュール

第2回 8月中～下旬頃

（議題（仮））

- 有識者会議から栃木県への提言案（骨子）の検討

第3回 12月～1月

（議題（仮））

- 有識者会議から栃木県への提言案の検討

※ 開催方法は、オンライン方式を基本としながらも、今後の新型コロナウイルス感染状況を踏まえて調整します。

※ 第2回以降の議題の詳細は、第1回会議でいただいた構成員意見を参考にし、精査します。

## 特定外来生物対策在り方検討有識者会議設置要綱

(趣旨)

第1条 栃木県が実施する特定外来生物対策の在り方について、各関係分野の有識者から専門的知見を聴取し、検討することにより、その充実・強化を図ることを目的として、特定外来生物対策在り方検討有識者会議（以下「会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 会議の協議事項は次のとおりとする。

- (1) 県民に特定外来生物対策に係る活動を促すための県民共通の基本理念や行動指針、今後推進すべき具体的な取組の方向性
- (2) その他特定外来生物対策の推進に必要な事項

(組織)

第3条 会議は、構成員10名以内で組織する。

- 2 構成員は、学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。
- 3 構成員の任期は、令和3（2021）年3月31日までとする。

(会議)

第4条 会議に座長を置き、知事がこれを指名する。

- 2 座長は、会議を招集し、主宰する。座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する構成員がその職務を代理する。
- 3 会議は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、栃木県環境森林部自然環境課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2（2020）年6月11日から施行する。

## 特定外来生物対策在り方検討有識者会議 構成員名簿

令和2（2020）年6月26日現在

（敬称略）

	氏 名 所 属 等	専 門 分 野	備 考
1	石井 信夫 東京女子大学 名誉教授	生物生態 (ほ乳類)	
2	岸本 年郎 ふじのくに地球環境史ミュージアム 教授	生物生態 (昆虫)	
3	五箇 公一 国立環境研究所 生態リスク評価・対策研究室長	外来生物対策 全般	座長
4	小林 達明 千葉大学 教授	生物生態 (植物)	
5	中井 克樹 滋賀県立琵琶湖博物館 専門学芸員	生物生態 (水生生物)	
6	中村 祐司 宇都宮大学 教授	地方自治	
7	長谷川 雅美 東邦大学 教授	生物生態 (は虫類)	

※オブザーバー

環境省関東地方環境事務所野生生物課長 横田 寿男